

『ささ結』ブランド認証PR事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で生産されるササニシキ系新品種米「東北194号」のうち、環境や食味に配慮し、基準を満たした高品質の米を『ささ結』ブランドとして認証し、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」のシンボル米『ささ結』をPRすることにより、本市の米産地としての認知度の向上を図るとともに、国内外への米販売の促進、及び地産地消を推進することを目的とする。

(『ささ結』ブランド)

第2条 市長は、市内に住所を有する者（市内のJAについては、JA古川、JA新みやぎみどりの地区本部、JA新みやぎいわでやま地区本部を含む。）が、市内において生産する米（JA新みやぎみどりの地区本部が生産する環境保全米は、みどりの地区本部管内での生産分を含む）で、第3条で定める基準を満たすものを、『ささ結』ブランドとして認証するものとする。

(『ささ結』ブランド基準)

第3条 『ささ結』ブランド基準を満たすためには、「東北194号」を作付し、環境に配慮した生産（栽培方法、田んぼの生きものモニタリング）、及び食味重視の生産を行われ、大崎地域世界農業遺産推進協議会が定める、豊穰の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証実施要綱第8条第2項に規定する認証の決定を受けているものとする。

2 環境に配慮した生産の内、栽培方法にあたっては、日本農林規格（有機JAS）の有機農産物、みやぎの環境にやさしい農産物認証制度の認証農産物、JAの環境保全米のいずれかの認証を取得しているものとする。

3 環境に配慮した生産の内、田んぼの生きものモニタリングにあたっては、大崎地域世界農業遺産推進協議会が定める、豊穰の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証実施要綱別記1米の認証基準第1必須要件「田んぼの生きものモニタリング」を満たすものとする。

4 食味重視の生産にあたっては、追肥をせず、市が定める食味分析計により玄米タンパク含有率が6.5%以内（15%水分換算）を満たすものとする。（食味分析計は、市内JAが設置する静岡精機製モノクロメーター型SRE-4000Wを利用するものとする。）ただし、異常気象等により、基準を満たすことが著しく困難であり、大崎の米『ささ結』ブランドコンソーシアム会員が既に業務用（飲食店・酒・加工等）として販売契約を結んでいる場合に限り、ブランドコンソーシアムで協議し玄米タンパク含有率を変更することができる。なお、隣接もしくは同一地域のほ場については、サンプル1点を分析し、ほ場が離れた地域で生産されたものについては、その地域毎にサンプルを分析することを基本とする。

(『ささ結』ブランドの認証申請)

第4条 『ささ結』ブランドの認証を受けようとする者は、必要な書類を添えて、『ささ結』ブランド認証申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(『ささ結』ブランドの認証審査及び決定)

第5条 市長は、前条の申請内容を審査し、認証を決定したときは、『ささ結』ブランド認証書(様式第2号。以下「認証書」という。)を交付するものとする。

(『ささ結』商標使用、及び『ささ結』ロゴマーク使用)

第6条 前条第1項により認証を決定された者(以下「認証者」という。)は、認証された米(以下「認証米」という。)に限り、『ささ結』の商標を使用することができる。また、認証米パッケージに、『ささ結』ロゴマーク使用規定に定める『ささ結』ロゴマークを表示することができる。なお、市内関係機関で組織する、大崎の米『ささ結』ブランドコンソーシアム及び構成機関は、『ささ結』ロゴマークを活用した独自パッケージを作成し、使用することができる。

2 『ささ結』ロゴマークは、使用規定を守り、認証米の包装部分等への直接印刷又は「ささ結」ロゴマークを印刷したシールの貼付により行うものとし、認証米以外に使用してはならない。

3 『ささ結』ロゴマークの使用及び表示に関する経費は、認証者が負担するものとする。

4 市長は、『ささ結』ロゴマークの使用及び表示が不適切であると認めたときは、改善を指導することができる。

(『ささ結』ブランド認証申請の変更届)

第7条 認証者は、申請内容に変更が生じたときは、その内容を遅滞なく、『ささ結』ブランド認証変更届出書(様式3号)により、市長に届け出なければならない。

(『ささ結』ブランド認証の有効期間)

第8条 『ささ結』ブランド認証の有効期間は、認証の日から出荷又は販売が終了する日までとする。

(『ささ結』ブランド認証の留意事項)

第9条 認証者は、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 認証米の計画的な生産、出荷、保管等に努めること。
- (2) 認証米の品質及び生産技術の向上に努めること。

(現地確認)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、認証米の品質等の確認のため、生産、出荷、保管等の現地確認を行うことができる。

(『ささ結』ブランド認証の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、『ささ結』ブランド認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 第7条に規定する手続きを経ずに認証された内容が変更されたとき。
- (3) その他市長が認証を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、第1項の規定により認証を取り消したときは、原則として取り消した日から3年間は、認証を行わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。